

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鉾田市長

公表日

令和5年12月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・地方税法に基づき固定資産(土地、家屋及び償却資産)の管理を行っている。・賦課期日現在に登記簿または土地補充課税台帳、家屋補充台帳、償却資産課税台帳に登録または登録されている者を所有者として固定資産税の納税義務者とする。・固定資産税は、土地、家屋、償却の課税標準額に基づき税率にて計算した金額により賦課をする。・固定資産税の減免が必要であると判断した場合、減免をする。
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、地図情報システム、家屋評点システム、eLTAXシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一16の項・番号法第9条第3項・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第16条・銚田市行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年銚田市条例第30号)第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号及び別表第二(第27の項)・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	銚田市総務部総務課 茨城県銚田市銚田1444番地1 0291-33-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	銚田市総務部税務課 茨城県銚田市銚田1444番地1 0291-33-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第16条 ・銚田市行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年銚田市条例第30号)第4条 	事後	
平成28年9月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第5号 	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 	事後	
	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 小見 憲男	税務課長 海老原 尚也	事後	
平成30年6月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 海老原 尚也	税務課長 舊役 秀行	事後	
令和3年3月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部税務課	総務部税務課	事後	
令和3年3月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	銚田市市民部税務課 茨城県銚田市銚田1444番地1 0291-33-2111	銚田市総務部税務課 茨城県銚田市銚田1444番地1 0291-33-2111	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 	<ul style="list-style-type: none"> 【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 	事前	
令和5年12月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	